

市民社会における人間と倫理 (8)

—ヘーゲル『法・権利の哲学』を読む—

福吉勝男

<承前>

「市民社会における人間と倫理 (1)」(名古屋市立女子短期大学研究紀要、第55集、1995年6月)

「市民社会における人間と倫理 (2)」(名古屋市立女子短期大学研究紀要、第56集、1996年3月)

「市民社会における人間と倫理 (3)」(名古屋市立大学人文社会学部研究紀要、創刊号、1996年11月)

「市民社会における人間と倫理 (4)」(名古屋市立女子短期大学研究紀要、第57集、1997年1月)

「市民社会における人間と倫理 (5)」(名古屋市立女子短期大学生活文化研究センター『生活文化研究』、第8集、1997年3月)

「市民社会における人間と倫理 (6)」(名古屋市立大学人文社会学部研究紀要、第2号、1997年3月)

「市民社会における人間と倫理 (7)」(名古屋市立大学人文社会学部研究紀要、第3号、1997年11月)

これまで私はヘーゲル『法・権利の哲学』第3部「倫理」の第2章「市民社会」(第182節～第256節)を読み、論評してきた。その続きとして、第3章「国家」の概略についてまとめておきたい。「市民社会」と「国家」の関係を理解し、「市民社会」を「国家」という異なった視点からながめる上で重要だと考えるからである。

さて、ヘーゲル『法・権利の哲学』第3部「倫理」(Sittlichkeit)は、「家族」→「市民社会」→「国家」へと展開していく。この順序は倫理的理念の展開順序をあらわしている。すなわち、「家族」においては倫理的理念の普遍性と個別性が直接的な一体性にあり、「市民社会」はその一体性の分裂態で、普遍性が特殊性のうちに映現しているだけの状態にある。そして「国家」において市民社会における普遍性と特殊性との分裂態が克服され、両契機の真の一体性が現実的に実現しているのである。したがって、国家は「倫理的理念の現実性」(第257節)であるという意義づけをえているとされる。

こうした国家の理念は次の3段階を経て己れを展開していくとヘーゲルはいう。「国内公法」(個体的国家。体制ないしは憲法)→「国際公法」(個々の国家と他の諸国家との関係)→「世界史」(個体的国家に対する類。世界史の進行のなかで己れの現実性をあらわす精神)という3段階である(第259節参照)。この3段階のうち『法・権利の哲学』の「国家」の箇所では「国内公法」が主要部分をしめ、これが「Ⅰ 国内体制」と「Ⅱ 対外主権」に2区分される。そして

「I 国内体制」について詳論されるのである。

したがって、ヘーゲルの「倫理的理念の現実性」としての「国家」の中心内容は「国内体制」(innere Verfassung) についてということになる。では、「国内体制」(としての「国家」)の基本目標として何が考えられているだろうか。何を目指して「国内体制」は構築・整備されねばならないのか。このことは、国家の本質とは何かを問うことと同一なのである。

ヘーゲルは「国内体制」の基本目標なり国家の本質に関わって述べている——「国家は具体的自由の現実性である」(第260節)、「近代国家の本質は、普遍的なものが、特殊性の十分な自由と諸個人の幸福とに結びつけられていなければならないということ、それゆえ家族と市民社会との利益が国家へ総括されなければならないということ、——この点である。だから普遍的なものは実現されていなくてはならないが、他方、主体性も完全かつ活発に発展させられなくてはならない。この両契機が力強く存続することによってのみ、国家は分節されているとともに真に組織された国家とみなされうるのである」(第260節、補遺)。すなわち個々人の特殊的な権利が十分に追求され、自由が確保されるとともに普遍的なものも保障されているという形で、「具体的自由」が現実に実現しているところに国家の本質があり、国家の基本目標がおかれるということなのである。

このことは、「国家」の前段階である「市民社会」においては具体的自由がいまだ実現していなかったということを意味している。実際、市民社会の最終確認は、一方で「富」の蓄積が増大するとともに、他方で「貧困」の過剰と「賤民」の出現を引き起こす点にあった(第243節～245節参照)。そして、この後者の解決が世界的商業と植民政策、および「公共政策」(Polizei)、「職業団体」(Korporation)の諸活動によって企図されるが、結局は成就できなかったのである(第246節～第256節参照)。こうした市民社会における「貧困」や「賤民」問題も国家においては解決するというのが、「具体的自由の現実性」の意味しているところである。

ところで、「具体的自由」についてヘーゲルは次の3つの内容を含んでいるという。

第1には、「人格的個別性とその特殊的利益とが余すところなく発展して、それらの権利がそれ自身として独立に承認される」。

第2には、「それら[人格的個別性とその特殊的利益の権利]が己れ自身を通して普遍的なものの利益に変わる」。

第3には、「みづから承し同意してこの普遍的なものを承認し、しかも己れ自身の実体的精神として承認し、そして己れの究極目的としてのこの普遍的なもののためにはたらく」。(第260節)

これら3つのことは、要するにこういうことを意味しているのである。すべての個人の人格と特殊的利益とが尊重・擁護され、そしてその個々人はみづからの権利を主張し利益を追求するのみならず、十分自覚して普遍的なもののために働くということなのである。ここに特殊と普遍、個人と全体との統一が実現しえているといえる。このような状態においては、市民社会の結論としてあった貧困も賤民問題も解決しえているのである。

では、これまでのような個々人一人ひとりにおける特殊的権利の追求と公益の追求とが矛盾しないで一致するとされる国家での、各人の「心指し」(Gesinnung)はどのようなものだろうか。

「家族」における「愛」(Liebe)、「市民社会」における「実直さ」(Rechtschaffenheit)に対応する「国家」における「心指し」の問題である。それをヘーゲルは「愛国心」(Patriotismus)とよんでいる。それについてヘーゲルはこう説明する——「政治的心指し、総じて愛国心というものは、真理をふまえた確信であるとともに、習慣になった意志の働きであるから、国家において存立している諸制度の成果に他ならない」(第268節)、「愛国心といえればしばしば、異常な献身や行為をしようとする気持ちだと解される。しかし本質的には愛国心は、平常の状態や生活関係において、共同体を実体的な基礎および目的と心得ることを、習いとしている心指しである」(第268節、注)。

ヘーゲルのこの説明は重要である。というのは、「愛国心」というと、たしかにヘーゲルが批判するように、ともすれば熱狂的で「異常な献身や行為をしようとする気持ち」を意味する場合が多いからである。ヘーゲルのいうのはそういうものではなくて、日常の生活関係において共同体との一体性を一種の習慣にしているほどに血肉化している心情、つまり心指しが「愛国心」だとされるのである。

こういう心指し、愛国心がその特定の内容を受け取るのが「国家において存立している諸制度」(第268節)、国家の「有機組織」(Organismus)の様々な面(第269節参照)からである。この「諸制度」、「有機組織」こそ「政治的体制」、「政治的国家」に他ならないのである。

「政治的国家」は次の3権に区分されるとヘーゲルはいう。第1は、「普遍的なものを規定し確定する権力」としての「立法権」(die gesetzgebende Gewalt)である。第2は、「特殊な諸圏と個別的な出来事を普遍的なもののもとへ包摂する権力」としての「統治権」(die Regierungsgewalt)である。そして第3は、「最終意志決定としての主体性の権力」としての「君主権」(die fürstliche Gewalt)である(第273節参照)。君主権の位置づけを中心に考察するに先立って、まず立法権と統治権の概要について確認しておきたい。

第1の「立法権」について。「普遍的なものを規定し確定する権力」としての立法権が関わるのは、つぎつぎに進んで規定される必要のある法律と普遍的な統治上の国内的諸要件とである(第298節参照)。立法権が関わるこの2つの対象は、諸個人との関係において、さらに詳細に次の2つの面から規定される。1つには、国家のおかげで諸個人の利益となり、そして諸個人から享受するもの。もう1つは、諸個人が国家に対して務めとして履行しなければならないもの。前者には私的権利に関する法律一般、地方自治団体と職業団体の諸権利や、間接的には憲法の全体も含まれる。後者には、国民が納める租税が関係する(第299節参照)。こうした立法権を概括すると、次の3つの契機を含んでいるとヘーゲルはいう。(1)最高決定を握るものとしての君主契機、(2)審議する契機としての統治権、(3)議会という要素、(第300節参照)。

この3つのうちヘーゲルが詳述するのは、(3)の議会に関してである。この議会は、(イ)公衆の意識を顕現させること(第301節参照)、(ロ)政府や市民社会の特殊的諸圏と諸個人との中間に位置す

ること（第302節参照）、(イ)統治権と協同して君主権と市民社会（自治団体、職業団体、諸個人）との媒介の役目をはたすこと、等の機能と役割を有しているとされる。(イ)、(ロ)、(ハ)と関係して、では議会の議員はどのようにしてその職に就くのか。選出されるのか否か。母体は市民社会の構成員なのかどうか。

これらについてヘーゲルは次のように説明している。議会は上院と下院とから構成される。そして上院の議員になれるのは、市民社会の3つの「(社会)階層」のうち第1階層である「実体的階層」（土地貴族と農民が含まれている）の土地貴族である。これは選挙という偶然なしに、出生によって議員活動をする使命と権限が授けられている（第307節参照）。これに対して、下院の議員＝代議士になれるのは市民社会の第2階層である「反省的階層」の「商工業階層」であって、彼らの代表として議員が選出される（普通平等選挙ではない）のである（第308節、第309節参照）。

第2の「統治権」は、「特殊的な諸圏と個別的な出来事を普遍的なもののもとへ包摂する権力」とされた。この権力の主要な任務は、現存の諸法律、諸機構、共同目的の諸施設などを継続的に運営し維持することである。統治権にはまた、司法権（die richterliche Gewalt）とポリツァイ権（die polizeiliche Gewalt）が含まれる。しかし、これらは市民社会の「司法活動」（Rechtspflege）と「公共政策」（Polizei）としてすでに叙述されており、ここではきわめて簡単にしかふれられていない。統治権の権限や関連事項については、次のようなものが指摘されている。(イ)行政的管理を行なう地方自治団体、職業団体など諸団体の管理者、経営者の選出や任命など（第288節参照）。(ロ)統治の職務における分業、すなわち諸官庁の組織化（第290節参照）。(ハ)統治の職務への諸個人の任命は彼らの能力によること（第291節参照）。(ニ)この任命権は君主権に帰属（第292節参照）。(ホ)公務員の履行すべき義務（第294節参照）。そして(ホ)との関連で大事な点は、公務員になり統治権を担うのは先にもみた市民社会の第3の社会階層である「普遍的階層」に他ならないということである。

以上が立法権と統治権についての概要である。では第3の、「最終意志決定としての主体の権力」とされる「君主権」についてはどうか。この君主権の政治的國家＝政治的体制における役割と位置づけについてのコメントが本稿の主題である。このことに直接言及する前に、君主権および君主に関するヘーゲルの説明のうち大事と思われる点をまずいくつか確認しておきたい。

第1には、先の3区分された権力は君主権において総括される、それ故君主権は「全体——すなわち立憲君主制——の頂点であり起点である」（第273節）。

第2には、君主権自身が総体性の次の3つの契機を含んでいる。

(1)「憲法および法律の普遍性」（第275節）——「普遍的なものは、主観的な点からすれば君主の良心のうちに存し、客観的な点からすれば国家体制全体と諸々の法律のうちに存する」（第285節）。

(2)「特殊なものを普遍的なものへ関連させることとしての審議」（第275節）——最高審議職への諸個人の選任と解任は君主権に属する（第283節参照）

(3) 「自己規定としての最終決定の契機」(第275節)

これら3つの契機のうち(3)「最終決定の契機」が最も重要とされ、これが「君主権を君主権として他の権力から区別する原理」(第275節)になっているとヘーゲルは強調する。

第3には、君主に関する次の2つの規定である。

(1) 「主体性」規定——このことは国家の主権と関わる。ヘーゲルはいう——「主権とは一切の特殊な権限の観念性 (Idealität) である」(第278節、注)。この観念性ということは、特殊な諸圏のどの1つも独立したものではなく、それらがその目的と活動の仕方において国家の福祉とよばれる全体の目的によって規定されており、それに依存しているということの意味している(第278節、注参照)。しかし、この観念性という普遍的思想にすぎない主権が現実に顕現するのは「主体性としてだけ」である。すなわち、「決定の最後の断を下す」(第279節)意志の自己規定のことなのである。「主体性はその真のあり方においてはただ主体としてのみ存在し、人格性はただ人格としてのみ存する」(第279節)。こうして国家の主体性＝人格性をあらわすものとして一個の人格的個体である君主が導かれる(第279節参照)。「国家の人格性はただ1人の人格、すなわち君主としてのみ現実的なのである」(第279節、注)。この君主を通して国家意志は表明される。

(2) 「自然性」規定——「自然的出生 (die natürliche Geburt)」(第280節)によって君主の地位は定められている。その理由は、君主は「純粋な自己規定」(第280節、注)でなければならない。これを実現しうるのは自然的出生でしかないとされる。したがって、制度として世襲君主性がヘーゲルによって主張されることになる。

「主体性」、「自然性」を強調するヘーゲルの主張に対して様々な批判がなされてきた。例えばマルクスの批判がある。たしかに国家主権を代表する主体(人格)は、なにも君主にする必然性はない。共和制のもとでの大統領なり首相であってもなんら支障はないはずである。むしろこの方が説明しやすく、合理的でかつ民主主義的である。問題はやはり、ヘーゲルのいう「君主」設定の理由である。「純粋な自己規定」＝「自然性」としての君主という点である。これはヘーゲル自身が述べているように、国民・民衆の選挙による選出の有する外的・恣意的な選択に対するヘーゲルの過小評価と関わっているのである。共和制のもとでの大統領なり議員内閣制による首相は、間接・直接選挙による選出の他はない。この点へのヘーゲルの厳しい批判が根底にある。

また君主を容認するとして、選挙による君主の選出——「選挙君主国 (Wahlreich)」(第281節、注)——これは「諸制度中の最悪のもの」(第281節、注)であるとヘーゲルは批判している。その理由はこうだ——「—国家体制が一種の選挙協定、すなわち個人の特殊の意志による成果への国家権力の服従となる」(第281節、注)。

みられるように、「選挙」への否定的評価がヘーゲルにあってはすべてであるといえる。一方で自然的出生による「君主」の地位の確定とその世襲制、他方で「立法権」、「統治権」への選挙制の(一部)導入——この両者の並立としての立憲君主制がヘーゲルの理想とするものといえる。

立憲君主制に対する批判的コメントの詳細は、ここでは省略しておく。しかしながらヘーゲル

が並立する「立憲制」と「君主制」の関係、両者のバランス問題は、民主主義やヘーゲルのいう「具体的自由」の内容を考える上で重要だと思う。この点は、ヘーゲルの政治・国家観が君主制を軸にした復古主義的全体主義か、あるいは君主制を軸にしながらも自由と民主主義を擁護するものであるか否かに関わるであろう。

ところで、我々が一般にテキストにしているのは1820年に刊行された『法・権利の哲学』（以下で「1820年テキスト」と記す）である。このテキスト刊行前後にヘーゲルは、1817/18年から1831年（冬学期）まで合わせて7回の法・権利（国家学）の哲学に関する講義を行なっている。第1回は1817/18年の冬学期（ハイデルベルク大学）である。第2回は1818/19年、第3回は1819/20年、第4回は1821/22年、第5回は1822/23年、第6回は1824/25年、第7回は1831年のいずれも冬学期（ベルリン大学）に行なわれた。これらの講義録がここ20年来発掘・整備されてきたのをうけて、「1820年テキスト」と特にそれ以前の講義録（以下で「第1回講義録」等と記す）とで、変化の理解をめぐる激しく論争が行なわれてきた。

以下で私は、この論争の一端に関わって「第1回講義録」と「1820年テキスト」を対象にして、ヘーゲルの国家論における君主（権）の位置づけの変化の問題について若干考察したい。

君主権の位置づけについては、「1820年テキスト」におけるヘーゲルの次の3つの説明にまず注目したい。

(1)「最終意志決定としての主体性の権力、君主権。——区別された諸権力は君主権において個体的一体性へ総括されており、したがって君主権は、全体——すなわち立憲君主制——の頂点であり起点である」（第273節）。

(2)「君主権自身が総体性の3つの契機を己れのうちに含んでいる〔第272節〕。すなわち憲法および法律の普遍性と、特殊なものを普遍的なものへ関連させることとしての審議と、自己規定としての最終決定の契機とがそれである。そしてこの最後のものへ他のすべては立ち返り、それを己れの現実性の起点とする。この絶対的な自己規定のはたらきこそ、君主権を君主権として他の権力から区別する原理である——」（第275節）。

(3)「君主の決定したことを実施し適用することは、君主による決定そのものとは別のことである。前者は一般的にいえば、すでに決定されていること、現存の諸法律、諸機構、共同目的のための諸施設などを、継続的に運営し維持することである。総じてこの包摂の職務を己れのうちに含むのが統治権である」（第287節）。

(1)と(2)は君主権についてズバリ説明されており、(3)は統治権が主に説明されながら、この統治権との関係で君主権が論じられている。

さて、(1)、(2)、(3)から確認できるのは次のことである。

第1は、君主権の有する（他の諸権力に比しての）絶対性、最終決定性の強調ということである。

第2は、第1の点とほぼ同一のことであるが、先の(3)で説明された統治権とは異なって、君主権が有する決定性ととも、君主権の占める国家（政治体制）全体——立憲君主制——の頂点、

起点という位置の強調ということである。

第3は、第1、第2の確認がなしえるヘーゲルの叙述の典拠——(1)、(2)、(3)——が、「1820年テキスト」の本文中のものであるという点である。

ところで、上記第3の「1820年テキスト」本文中という点を強調したのは、次のような事情があるからである。すなわち、現在我々が手にしているベルリン版の「1820年テキスト」では「補遺」(Zusatz)が付加されており、そしてこの「補遺」の叙述には、先のヘーゲルの叙述(1)、(2)、(3)とは異なった叙述がみられ、したがって我々の確認した第1、第2とは少々ズレたり矛盾したりする個所がみられるからである。それは主に次の2個所の叙述に関してである。

(イ)「――君主は恣意的に行動してもよいということではない。それどころか君主は審議の具体的内容にしばりつけられているのであって、憲法がしっかりしていれば、君主にはしばしば署名するほかにはなすべきことはない。しかしこの名前が重要なのであって、それは超えることのできない頂点なのである」(第279節、補遺)。

(ロ)「――完成した国家組織にあっては、形式的決定を行なう頂点だけが大事なのであって、――君主はただ『然り』といて、画龍点睛の最後のピリオドを打ちさえすればよい。――しっかりした秩序をそなえた君主制においては、客観的な面は当然法律にだけ帰属し、君主はただこの法律に主体的な『われ意志す』を付け加えさえすればよい」(第280節、補遺)。

(イ)、(ロ)の叙述内容は、先の(1)、(2)、(3)の内容とは明らかに異なっているといえる。それは、(イ)、(ロ)では君主権の絶対性、決定性よりはむしろ、その形式性と象徴性が強調されているからである。「君主にはしばしば署名するほかにはなすべきことはない」(イ)、「君主はただ『然り』といて、――最後のピリオドを打ちさえすればよい」(ロ)、とは明らかに君主権の形式的な最高性をあらわしているにすぎないであろう。

そうすると、先の(1)、(2)、(3)と(イ)、(ロ)との内容上の大きなズレなり矛盾が当然ながら問題になる。1冊のテキストの中で、このような内容上の差異が許されるのだろうか。ここで重要になるのが、先にも若干ふれたが、「本文」と「補遺」との関係なのである。本文は、1820年にヘーゲル自身の確認のもとに刊行された書物そのものである。これに対し、補遺はヘーゲルの死後、弟子のE. ガンスがベルリン全集版を編集・刊行するさい、「第5回講義録」(ホトーの手によるもの)と「第6回講義録」(グリースハイムの手によるもの)から収録したものなのである。この点からすると、「本文」と「補遺」とのズレなり差異は、「1820年テキスト」と「第5回講義録」(1824/25年)とのズレなり差異ということになる。したがって、今後はこの点の詳細——その原因、背景にも関わって——が検討されなければならない。

もっとも、「1820年テキスト」の本文中でも、「第5回講義録」および「第6回講義録」に近い主張がないわけではない。それは次のヘーゲルの叙述である——「――決定の客観的な面は当然、君主みずからの意志そのものとは別個の審議機関において取り扱われるべきである。そのかぎり、この審議職ないしはこの職についている諸個人だけが責任を負わされているのであって、これに対して、決定を下す最終の主体性としての君主固有の尊厳性は、統治行為に対する一切の責任を

超越したところへ高められている」(第284節)。

たしかに、この第284節では決定の主観的側面における君主の責任性が強調され、その客観的側面については審議職の諸個人に責任があると述べられている。ここからすると、先の「補遺」にみられた君主権の形式性に近似する叙述だともいえる。それにしても、しかしながら「補遺」における叙述は君主権の形式性・象徴性の強調以外のなにもものでもなく、逆に「1820年テキスト」におけるヘーゲルの叙述——第284節以外の——は、君主権の絶対性・最高性が強調されていると私は考える。

ところで、「補遺」でみられたような君主権のいわば形式性・象徴性に関係するところの、君主権の位置づけの低さは、実は「1820年テキスト」以前の講義録において顕著なのである。特に1817/18年の冬学期に、ハイデルベルク大学で講義された「第1回講義録」(バンネンマンによる口述筆記)に注目したい。

「第1回講義録」の中でまず、次の叙述が重要である。「君主権の責任は大臣に属するから、たんに個人によって決定されたり、君主の主観的な側近、官吏によって決定されたりするような君主の行為はおこりえない。君主のすべての決定は当該大臣によって署名されねばならない」⁽¹⁾。この叙述は、君主権の決定性、絶対性よりもむしろ、大臣の関わる統治権が重視されている点で注目にあたいする。「君主のすべての決定は当該大臣によって署名されねばならない」という主張は、最終決定権が君主よりもむしろ当該大臣にあるとみえるほどである。

「第1回講義録」の編集者であるK.-H. イルティングは、その序文ならびに序論の中で次のように述べている——この講義録は、「長らくプロイセンの国家哲学者とみられてきたヘーゲルが南ドイツにおける初期立憲主義の傑出した理論家であったことを証明している」⁽²⁾。このことの最大の根拠としてイルティングがあげているのが、先に私が指摘したヘーゲルの君主権の位置づけ、君主と内閣との関係規定に関する次の把握である——「君主権の責任は大臣に属する——君主のすべての決定は当該大臣によって署名されねばならない」⁽³⁾。

このヘーゲルの叙述はイルティングによると、君主の決定権は形式的なものにすぎず、実質的な決定は内閣に属し、こうして内閣は政治的責任を負うこととなる。この点が「1820年テキスト」における君主権の位置づけ、君主と内閣との関係理解での大きな違いとされる。こうしてイルティングは、「第1回講義録」段階(1817/18年)でのヘーゲルを傑出した「初期立憲主義」者と規定したのである⁽⁴⁾。

また、先の当該大臣による署名を「副署権」として確認し、この点は「1820年テキスト」以降、どの講義録にもみられないとして、「第1回講義録」の内容上の斬新性をL. ジープは特に強調する。ジープは「ヘーゲルの権力分立の理論」という論文において、先の「副署権」の問題も含め、次の3点を「第1回講義録」における重要点——1817年から1820年の間に諸権力の憲法上の重みが変わらされている点からみた——と指摘している。

第1は、大臣による「副署権」が強調されている点である。この点は「第2回講義録」でもなお論じられたが、それ以降はもはや論じられない。「副署権」の問題は、大臣が君主に完全には従

属していないことを意味している。つまり大臣の任免はたんに君主の「恣意」に任せられるだけでなく、大臣の政策が議会で一般に賛成多数をえるかどうかということにも左右される、とヘーゲルの叙述⁶⁾を引用しながらジープは強調している。

第2は、「第1回講義録」における構想では立法権を最初に活性化し、「現実化する」政府と反政府との対立が重視されている点である。このことは、議会の政府に近い立場の人々と政府を「攻撃する」立場の人々との対立が立法権の本質的諸契機に帰属することをヘーゲルが確認していたことを意味する⁶⁾。このような1817/18年段階のヘーゲルの考えには、立法権の中で「議会的」契機が重視されていることが表現されている。こうした考えはそれ以降の講義録ではみられないとジープは指摘している。

第3は、ヘーゲルが議会の憲法上の重要さを1819年以降、低くしたと指摘している点である。議員選挙へのヘーゲルの批判は「第1回講義録」では有権者の直接選挙だけに向けられていた。したがって、選挙はまだ肯定的な意味で論じられていた。しかし、「1820年テキスト」では、選挙は次のように低められ批判されている。選挙は「そもそも何か余計なこと」、あるいは「私見と恣意との取るに足りない遊び」(第311節)である。また代議士は、「君主権の召しに応じて」(第308節)市民社会が派遣するものである。こうして議会の重要さも政府に比べて減少しているとジープは指摘している。

以上の3点を総括して、ジープはこう述べる。1817/18年のヘーゲルの権力分立論は「1820年テキスト」にみられるよりも、諸権力の重要さを均等に分与し、また諸権力相互の依存性を制度的により強く保障する限りで、「古典的権力分立論」に近い⁷⁾。

みられるように、イルティンクとジープの指摘——「第1回講義録」に関わっての——は重要である。両氏が強調するように、「第1回講義録」段階のヘーゲルでは、君主権の突出した絶対的決定性、最高性という主張よりは、立法権(議会)とのバランスある関係や、大臣という統治・行政権との相互依存性などが強調されていると思う。そういう点では、ヘーゲルは「南ドイツにおける初期立憲主義の傑出した理論家」(イルティンク)である、また彼の考えは「古典的権力分立論」(ジープ)に近いとの評価は妥当性を有しているように思う⁸⁾。

では、なぜ1817/18年の「第1回講義録」と「1820年テキスト」とでは、このような大きな内容上のズレないしは隔たりが生じたのであろうか。これはヘーゲル哲学そのものから生じた変化なのであろうか。そうではなくて、私は「1820年テキスト」刊行前1年あまりのプロイセンの歴史的現実に、その根本的原因があると考えている⁹⁾。ここではその詳細について論じることができないが、年表ふうに関連する事実だけを以下に記しておく。

1817年10月——ドイツ学生、ヴァルトブルク城に集まり記念祭を開催し、自由主義、民主主義の氣勢をあげる。ブルシェンシャフト・ドイツ連盟は全ドイツ学生連盟と改称される。

11月——アルテンシュタイン文部大臣となる。

12月——ヘーゲル、アルテンシュタインによりフィヒテ後任としてベルリン大学教授に

招かれる。

1819年2・5月——ブルシェンシャフト主催の祝祭に、ヘーゲルはシュライエルマッヒャーらとともに出席する。

3月——イェナ大学神学生カール・ザント（全ドイツ学生連盟員）によるコツェブー（ロシアのスパイと疑われていた著名な詩人）暗殺・テロ事件発生する。

7月——「デマゴグ狩り」として、ヘーゲルの弟子・教え子たち数名（幾名かはブルシェンシャフトのメンバー）が、逮捕・公職追放にあり。

9月——連邦議会で「カールスバートの決議」が可決される（大学の監視、好ましからぬ教員・学生の大学追放。出版物への検閲などで言論出版の自由制限）。

1820年6月——『法・権利の哲学』の序文（Vorrede）が書かれる。

10月——『法・権利の哲学』が刊行される。

注

(1) G. W. F. Hegel, *Die Philosophie des Rechts, Die Mitschriften Wanneman (Heidelberg 1817/18) und Homeyer (Berlin 1818/19)*, hrsg. eingeleitet und erläutert von Karl-Heinz Ilting, Stuttgart 1983, S.165. (以下では、本書に関して<Ilting, S.165>のように表記する。)

G. W. F. Hegel, *Vorlesungen über Naturrecht und Staatswissenschaft, Heidelberg 1817/18 mit Nachträgen aus der Vorlesung 1818/19, Nachgeschrieben von P. Wannemann*, hrsg. von C. Becker (außer ihm acht Personen, mit einer Einleitung von Otto Pöggeler, Hamburg 1983, S.205. (以下では、本書に関して<Becker, S.205>のように表記する。)

(2) Ilting, S.19f.

(3) Ilting, S.165.

(4) K.-H.イルティンクはさらにこう続ける。すなわち、ヘーゲルの考え（自由主義的、立憲主義的な考え）は第2回講義（1818/19年）、第3回講義（1819/20年）においても、第1回講義（1817/18年）と基本的に変化がない、これが「1820年テキスト」では変化し、ヘーゲルの「政治的転換」が行なわれているとする。そして、この「転換」を起こさせた原因は「カールスバートの決議」（1819年9月）等の反動化への現実の推移であった。したがって、現実の政治に翻弄されたところで書かれた「1820年テキスト」よりも、ヘーゲルの本音はそれ以前の講義録（第1～第3回）によりよく現われている。これがイルティンクの主張の概要である。（Vgl., Ilting, S.5f.[Vorwort], S.17～34[Einleitung].）

(5) Ilting, S.187. Becker, S.241.

(6) Vgl., Ilting, S.186～188. Becker, S.240～242.

(7) Vgl., L.Siep, „Hegels Theorie der Gewaltenteilung“, in H.-Ch.Lucas / O.Pöggeler (hrsg.), *Hegels Rechtsphilosophie im Zusammenhang der europäischen Verfassungsgeschichte*, S.401～403.

(8) ジープの考えはイルティンクにほとんど近く、その理解に全面的に賛成しているように思えるが、しかし必ずしもそうではない。ジープは「この解釈 [イルティンクのもの] には条件つきでしか同意できない」（390ページ）と述べている。

(9) 1819年の「カールスバートの決議」に代表される現実の推移はヘーゲルの著作（講義）内容に大きく影響を与えたばかりでなく、著作の刊行を1年近くも遅延させた原因にもなっている、とイルティンクは指摘している。その事情はこうである。著作の刊行に関してイルティンクが特に注目するのは、ヘーゲルの次の書簡である。それは1819年10月30日付でクロイツァーに宛てたものである——「連邦議会の決議がやっ

てきた時、私はちょうど印刷を始めようとしていました。今や我々は検閲からの自由に関してどのような状況にあるか〔知っています〕から、私は〔それを〕今から間もなく印刷するでしょう」(*Briefe von und an Hegel*, Bd., II, S.220)。

書簡中の「連邦議会の決議」とは、いうまでもなく1819年9月20日に連邦議会でなされた「カールスバートの決議」である。この時期に「ちょうど印刷を始めようとしてい」たものは、明らかに『法・権利の哲学』である。この書簡内容を重視して、イルティングはヘーゲルの意図として『法・権利の哲学』を1819年末から遅くとも1820年はじめには刊行したいと考えていたとする。それが実際には1820年末にまでズレこんでしまった根本原因が、カールスバートの決議以後、悪化する出版状況とヘーゲルの知人・弟子たちの拘束・公職追放等にも象徴的にみられる厳しい社会的・政治的状况にあったとイルティングは主張するのである。

なお、J. ドントもその『ベルリンのヘーゲル』(花田・杉山訳、法政大学出版局)においてイルティングとほぼ同じ指摘をしている。例えば、ドントはこう述べている——「プロイセンで1819年10月18日に発布された検閲令の適用によって『法の哲学綱要』の刊行は1年遅れた」(同書、52ページ)。またドントは、検閲令に象徴的にみられる当時の厳しい政治的社会的状況に翻弄されながらも、それでもなおヘーゲルは「『専政に苦しむ者の弁護士』という榮譽を授けるような、長期にわたる多方面の活動を展開し」(同書、165ページ)、ヘーゲルの政治的社会的活動の全体は「進歩的な改革者」(同書、295ページ)であったと結論づけている。